

## 第 21 回 原子力損害賠償制度専門部会意見

崎田裕子

ジャーナリスト・環境カウンセラー

すでに準備を進めておりました行事日程と重なってしまい、欠席させていただくにあたり、ひとこと意見を申し上げます。

「原子力損害賠償制度の見直し」のなかで、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、発災時に被災された方への対応が迅速になされるよう、「補償金の国による迅速な仮払い・立て替え払い」と「原子力事業者の賠償への対応に関する方針の整備」が明記され、「和解仲介手続きに係る時効の中断」など具体的な内容も進展したことは、検討の成果と考えております。

ただし、「今後の損害賠償措置の在り方」に関しては、まだまだ意見交換の途中であり、継続的な検討が進められることを願っております。

特に「国の役割」に関しては、原子力事業者が事故リスクの最小化に向けて万全の対策を尽くし、万が一事故を起こしてしまった際には最善の努力をするのは当然ながら、電力自由化などシステム改革が進み事業環境が大幅に変化する中で、国も前面に立って対応することを明記することが社会との信頼関係の構築には重要と考えております。

継続的な検討を期待しております。